

ケアハウス東総園

重要事項説明書

当施設は、入居者に対して、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上
ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

1. ご利用施設

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 設置主体 | 地方独立行政法人
総合病院国保旭中央病院 |
| (2) 施設名称 | ケアハウス東総園 |
| (3) 所在地 | 〒289-2511
千葉県旭市イの 1307 番地 |
| (4) 電話番号 | (直通) 0479-63-8111 内線 7781 |
| (5) 施設長 | 村上 信乃 |
| (6) 開設 | 平成 8 年 10 月 |
| (7) 定員 | 40 名 |
| (8) 運営方針 | |

高齢者ケアに配慮しつつ、自立生活を維持し、より長く継続していけるように援助する。

環境を整え、居心地の良い住居となり得るよう努め、安心と生きがいのある生活が送れることを目標とする。

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 |
| (2) 建物面積 | 2,216.63 m ² |
| (3) 居室 | 全洋室一人部屋
1 階 (11 室) 2 階 (15 室) 3 階 (14 室) |
| (4) 居室の設備 | エアコン、ベッド、テーブル、椅子 (2)、戸棚
クローゼット、洗面台、ミニキッチン (IH コンロ)
洋式トイレ、手すり、ナースコール
スプリンクラー |

火災報知器、テレビアンテナ、電話各自設置可（配線

- (5) 共有設備 済)、冷蔵庫、防災カーテン
食堂、浴室、洗濯室（洗濯機、乾燥機）、私物庫
エレベーター、談話室、サークル室、公衆電話
テレビ

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の体制

施設長	1 名	他施設と兼務
生活相談員	1 名	
看護師	1 名	
介護員	1 名	
事務	1 名	

(2) 主な職員の勤務体系

施設長	日勤	8：30～17：15
生活相談員	早番	6：45～15：30
看護師	日勤	8：30～17：15
介護員	遅番	9：45～18：30
事務	早番半休	6：45～10：30
	半勤半休	8：30～12：15
	半休半勤	13：30～17：15
	半休遅番	14：45～18：30

4. サービスの概要

(1) 相談及び助言

入居者の生活相談に応じ、援助等を行います。

(2) 食事

栄養士の立てる献立により、入居者の健康に配慮した食事を提供します。

食事時間

朝食 7:50

昼食 12:00

夕食 17:50

状況により提供時間が早まる事があります。

医師の指示のある場合、一時的な体調不良の場合、また身体状況に応じて、主食をおかゆ、副食を刻んだおかずに変更することができます。

(3) 入浴

入浴は、以下の時間帯に利用することができます。

入浴時間 月～土曜日 男性 14:00～19:30

女性 14:00～19:30

月・水・金 14:00～15:30 ヘルパー介助優先

行事や点検の関係でお休みになる場合は事前にお知らせします。

準備・掃除は職員が行います。職員の見守りはありません。浴室等での転倒につきましては責任を負いかねますので、十分ご注意ください。

身体状況により、施設での入浴が困難となった場合には、外部サービス（通所介護等）を利用させていただきます。

(4) 緊急時の対応

入居者は、身体状況の急激な変化等、緊急の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わずナースコール等で職員の対応を求めることができます。

職員は、入居者から緊急の対応要請があった場合には、速やかに適切な対応を行います。受診が必要な場合には、予め届けている緊急時連絡先へ連絡しますので、受診同行対応をお願いします。連絡が付かない場合や対応が困難な場合には、訪問介護事業所にヘルパー

派遣依頼し、ヘルパーに受診同行対応をお願いします。なお、入院の手続きは、ご家族対応となりますので、連絡がつくまで繰り返し連絡させていただきます。

ただし、生命の危険がある場合には、ただちに担当職員が救急棟へ搬送し、同時に緊急時連絡先へ連絡します。

(5) 保健衛生

施設長による入居者の健康診断を年2回行い、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮します。年1回結核検診のため、胸部X線検査を行います。

入居者の健康保持と高齢者特有の疾病防止に努めます。

(6) 外部（居宅）サービスの利用

入居者が身体状態の変化等によって、日常生活において援助を必要とする状態となった場合には、ホームヘルプサービス等の外部（居宅）サービスが利用できるよう、連絡等の必要な援助を行います。

なお、外部（居宅）サービスの利用に関する費用は、入居者本人の負担とし、施設は利用に関する責任を負いません。

(7) 自主活動及びクラブ活動・行事

入居者は、施設の共用設備を利用して、自主的な趣味教養活動や行事等を行うことができます。

（主なサークル活動）

カラオケ、ラジオ体操、あさぴー体操、レクリエーション、
絵手紙の会

（ボランティア講師）

編み物

（主な行事）

お花見、納涼会、運動会、お茶会、敬老のお食事会、新年会

5. 協力医療機関

医療機関名称	地方独立行政法人 総合病院 国保旭中央病院
所在地	千葉県旭市イの 1326 番地
電話番号	0479-63-8111

6. 非常災害時対応

施設は、非常災害に備えるために防火管理についての責任者を定めて、非常災害に関する防火計画を策定し、避難、救出等の訓練を年3回（うち1回は夜間想定）行います。

7. 賠償責任

施設は、サービスの提供にあたって入居者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、施設に故意過失がなかった場合や施設の責任によらない場合は、この限りではありません。

8. 苦情対応

入居者は、サービスに関する苦情の他、あらゆる苦情を申し出ることができます。

申し出があった場合、施設は速やかに事実関係を調査、把握し、改善の必要性及び改善方法について、入居者に報告します。

(1) 苦情解決責任者

施設長 村上信乃

(2) 苦情受付窓口担当者

生活相談員 高山美津子 TEL 0479-62-1904

苦情受付窓口担当者が不在の場合は、他の職員が受け付けます。

9. 入居一時金

(1) 入居者は、入居契約締結と同時に入居一時金として30万円を支払うものとします。

(2) 次の号に該当する場合はこの入居一時金を充当させていただきます。

① 月々の利用料が支払えなくなった場合

② 居室の原状回復後に費用を要する場合

10. 利用料

① 生活費 44,500 円

夏期（7月～9月まで）冷房費として、月額 1,960 円が加算されます。

冬期（11月～3月まで）暖房費として、月額 1,960 円が加算されます。

② 居住に要する費用 15,000 円

③ サービスの提供に要する費用 10,000 円～57,500 円本人の収入により
異なります。（下表を参照）

階層	対象収入による階層区分	本人からの徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円～	57,500 円

・この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。（入居時と毎年 6 月の収入申告により決定します。）

④ 特別なサービスに係る利用料 7,700 円

⑤ 居室電気料 各居室の使用料に応じて徴収します。

⑥ 水道料 個人負担はありません。

※月の途中で入居・退居された方は、料金を日割り計算します。

※利用料については、法律改定により変更がありますのでご了承下さい。

⑦ 服薬介助 1 日 100 円（税抜）

⑧ 配膳料（居室）1 回 200 円（税抜）

※体調不良時のみ配膳します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前月分を翌月の 10 日頃に請求します。事務所にて請求書を発行しますのでご確認ください。毎月 20 日に、千葉興業銀行旭支店の口座から自動引き落としにより支払うものとします。20 日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。

11. 契約の解除

(1) 入居者の都合で契約解除する場合は、1 ヶ月前までに届出が必要です。入居費用の請求対象については、退居の申告を受けてから 1 ヶ月後の日付分までとなります。また退居日に関しては、居室の原状回復が済み、次なる入居者へ受け渡し可能な状態となった日となります。

(2) 以下に該当した場合、契約を解除させていただく場合があります。

- ① 入居申込時に虚偽の届出をして入居したとき。
- ② 入居後の各種申請時において虚偽の申請をしたとき。
- ③ 利用料を支払わないとき。
- ④ 施設長の許可を受けないで施設の建物、附帯施設等の造作の変更又は模様替えを行い、かつ原状回復に応じないとき。
- ⑤ 施設での生活に必要な介護及び援助を拒否するなどの明確な行動があるとき。
- ⑥ 身体的又は精神的疾患のため、施設での生活が著しく困難になったとき。
- ⑦ 生活上必要な金銭管理及び各提供サービスの利用に関する判断ができないとき。
- ⑧ 施設における共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。

(3) 入居一時金の返還

入居契約を解除して居室が明け渡されるときは、入居者に対して入居契約終了後 1 ヶ月以内に入居一時金を返還します。ただし、入居者が月々の利用料を支払えなくなった場合、原状回復に要する費用

が生じた場合は、入居一時金を充当させていただきます。。

令和 8 年 6 月 1 日改定